

平成25年3月19日
号外第2号
毎週火・金曜日発行

秋田県公報



目次

規 則

- 秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（18・子育て支援課）……………1
- 秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（19・幼保推進課）……………10

規 則

秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第十八号

秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

目次

- 第一章 総則（第一条―第八条）
- 第二章 助産施設（第九条・第十条）
- 第三章 乳児院（第十一条―第十八条）
- 第四章 母子生活支援施設（第十九条―第二十五条）
- 第五章 児童厚生施設（第二十六条・第二十七条）
- 第六章 児童養護施設（第二十八条―第三十五条）
- 第七章 福祉型障害児入所施設（第三十六条―第四十四条）
- 第八章 医療型障害児入所施設（第四十五条―第四十九条）
- 第九章 福祉型児童発達支援センター（第五十条―第五十五条）
- 第十章 医療型児童発達支援センター（第五十六条―第五十八条）
- 第十一章 情緒障害児短期治療施設（第五十九条―第六十六条）
- 第十二章 児童自立支援施設（第六十七条―第七十六条）
- 第十三章 児童家庭支援センター（第七十七条）

附 則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年条例第七十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（衛生管理等）

第二条 条例第一条に規定する児童福祉施設（以下単に「児童福祉施設」という。）は、入所者及び利用者（以下「入所者等」という。）の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じなければならない。

3 児童福祉施設（助産施設、児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。）は、入所者等の希望等を勘案し、当該入所者等が身体の清潔を維持することができるように、当該入所者等を適切に入浴させ、又は清しきしなければならない。

4 児童福祉施設は、医薬品その他の必要な医療品を備えるとともに、これらの管理を適正に行わなければならない。

（食事）

第三条 児童福祉施設（助産施設を除く。）は、入所者等に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（条例第六条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 児童福祉施設は、入所者等に食事を提供するに当たっては、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者等の身体的状況及び嗜好を考慮するとともに、できる限り変化に富み、入所者等の健全な発育に必要な栄養量を含有す

る献立によらなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。ただし、少数の入所者等を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

4 児童福祉施設は、入所者等の食育の推進に努めなければならない。

(入所者等及び職員健康診断)

第四条 児童福祉施設(児童厚生施設及び児童家庭支援センターを除く。次項から第三項までにおいて同じ。)の長は、入所者等について、入所時又は通所開始時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期の健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法(昭和三十二年法律第五十六号)第十一条及び第十三条に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、児童福祉施設の長は、入所者等について、次の表の上欄に掲げる健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当するものであると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における入所前又は通所開始前の健康診断	入所時又は通所開始時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断

3 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を、母子健康手帳又は入所者等の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所若しくは通所の措置又は助産の実施若しくは母子保護の実施の解除又は停止その他の必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。

4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、入所者等の食事を調理する者について、特に綿密な注意が払われなければならない。

(給付金として支給を受けた金銭の管理)

第五条 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設は、当該児童福祉施設の設置者が入所している児童に係る厚生労働大臣が定める給付金(以下単に「給付金」という。)の支給を受けたときは、当該給付金として支給を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一 当該児童に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下「児童に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。

二 児童に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従つて用いること。

三 児童に係る金銭の収支の状況を明らかにする帳簿を整備すること。

四 当該児童が退所した場合は、速やかに、児童に係る金銭を当該児童に取得させること。

(運営規程)

第六条 児童福祉施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項(児童厚生施設及び児童家庭支援センターにあつては、第三号に掲げるものを除く。)に関する規程を定めておかななければならない。

一 施設の運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 入所定員又は利用定員

四 入所者等の援助に関する事項

五 施設の利用に当たつての留意事項

六 前各号に掲げるもののほか、施設の運営についての重要事項

(苦情への対応)

第七条 児童福祉施設は、その行つた援助に関する入所者等又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設にあつては、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、当該苦情の解決に当たつて当該児童福祉施設の職員以外の者を関与させなければならない。

(事故発生時の対応)

第八条 児童福祉施設は、条例第十二条第一項の事故の状況及び同項の規定により講じた措置について記録しなければならない。

2 児童福祉施設は、入所者等の死因により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに、その損害の賠償をしなければならない。

第二章 助産施設

(職員)

第九条 条例第十五条第二項の規定による職員の配置は、専任又は嘱託の助産師の員数が一人以上となるように行わなければならない。

(第二種助産施設と異常分べん)

第十条 第二種助産施設に入所した妊婦が、産科手術を必要とする異常分べんをするおそれのあるときは、第二種助産施設の長は、速やかに、当該妊婦を第一種助産施設に入所させ、又は第一種助産施設以外の適当な病院若しくは診療所に入院させなければならない。ただし、応急の処置を要するときは、この限りでない。

第三章 乳児院

(設備の基準)

第十一条 条例第十六条第一項第一号の規則で定める設備は、便所とする。

2 条例第十六条第一項第二号の規則で定める乳児院の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 寝室の面積は、乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)一人につき二・四七平方メートル以上とすること。
- 二 観察室の面積は、乳児一人につき一・六五平方メートル以上とすること。

3 条例第十六条第二項第一号の規則で定める設備は、調理設備及び便所とする。

4 条例第十六条第二項第二号の規則で定める乳幼児十人未満を入所させる乳児院の設備の基準は、乳幼児の養育のための専用の室の面積は、一室につき九・九一平方メートル以上とし、乳幼児一人につき二・四七平方メートル以上とすることとする。

(職員)

第十二条 条例第十七条第一項の規定による職員の配置は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 看護師は、乳児及び満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上置くこと。ただし、看護師の合計数が七人未満であるときは、七人以上置くこと。
- 二 看護師は、保育士又は条例第三十条第一項の児童指導員(以下単に「児童指導員」という。)をもつてこれに代えることができること。ただし、乳幼児十人を入所させる乳児院にあつては二人以上、乳幼児十人を超えて入所させる乳児院にあつてはおおむね十人増すごとに一人以上の看護師を置くこと。
- 三 前号に規定する保育士のはか、乳幼児二十人以下を入所させる乳児院にあつては、保育士を一人以上置くこと。

2 条例第十七条第二項の規定による職員の配置は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 看護師は、七人以上置くこと。
- 二 看護師は、その一人を除き、保育士又は児童指導員をもつてこれに代えることができること。

(乳児院の長の資格要件)

第十三条 条例第十八条第一項第四号の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- 一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。)第十二条の三第二項第四号に規定する児童福祉司(以下単に「児童福祉司」という。)となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県又は市町村の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。第六十九条第一項第一号を除き、以下同じ。)に従事した期間
- 二 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
- 三 社会福祉施設の職員として勤務した期間(第一号又は前号に掲げる期間に該当する期間を除く。)

2 乳児院の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(乳児の観察)

第十四条 乳児院(乳幼児十人未満を入所させる乳児院を除く。)においては、乳児が入所した日から、医師(嘱託医を除く。)又は嘱託医が適当と認めた期間、当該乳児を観察室に入室させ、当該乳児の心身の状況を観察しなければならない。

(自立支援計画の作成)

第十五条 乳児院の長は、条例第十九条第一項に規定する養育の目的を達成するため、入所している乳幼児について、当該乳幼児及びその家庭の状況等を勘案して、当該乳幼児の自立を支援するための計画(以下「自立支援計画」という。)を作成しなければならない。

(業務の質の評価等)

第十六条 乳児院は、その行う業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、これらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(乳幼児と起居を共にする職員)

第十七条 乳児院の長は、看護師、保育士及び児童指導員のうち少なくとも一人を乳幼児と起居を共にさせなければならない。

(関係機関等との連携)

第十八条 乳児院の長は、児童相談所、児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センターその他関係機関と密接に連携して、乳幼児の養育及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第四章 母子生活支援施設

(設備の基準)

第十九条 条例第二十条第四号の規則で定める母子生活支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 母子室には、調理設備、浴室及び便所を設けること。
- 二 母子室は、一世帯につき一室以上とすること。
- 三 母子室の面積は、一世帯につき三十平方メートル以上とすること。

(職員)

第二十条 条例第二十一条第一項の規定による職員の配置は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 母子支援員は、母子十世帯以上二十世帯未満を人所させる母子生活支援施設にあつては二人以上、母子二十世帯以上を人所させる母子生活支援施設にあつては三人以上置くこと。
- 二 母子二十世帯以上を人所させる母子生活支援施設にあつては、少年を指導する職員を二人以上置くこと。

(母子生活支援施設の長の資格要件)

第二十一条 条例第二十二条第一項第四号の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- 一 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業に従事した期間
- 二 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
- 三 社会福祉施設の職員として勤務した期間（第一号又は前号に掲げる期間に該当する期間を除く。）

2 母子生活支援施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(保育所に準ずる設備に係る職員の配置の基準)

第二十二条 母子生活支援施設の保育所に準ずる設備に係る職員の配置の基準は、保育士を乳幼児おおむね三十人につき一人以上置くこととする。ただし、一人を下回ることはできない。

(自立支援計画の作成)

第二十三条 母子生活支援施設の長は、条例第二十四条の目的を達成するため、入所している母子について、当該母子及びその家庭の状況等を勘案して、当該母子の自立支援計画を作成しなければならない。

(業務の質の評価等)

第二十四条 母子生活支援施設は、その行う業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、これらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(関係機関等との連携)

第二十五条 母子生活支援施設の長は、福祉事務所、母子自立支援員、児童が通学する学校、児童相談所、母子福祉団体、公共職業安定所、児童家庭支援センター、婦人相談所その他関係機関と密接に連携して、母子の保護及び生活支援に当たらなければならない。

第五章 児童厚生施設

(設備の基準)

第二十六条 条例第二十六条第一号及び第二号の規則で定める設備は、便所とする。

(保護者との連絡)

第二十七条 児童厚生施設の長は、必要に応じ利用者である児童の健康及び行動について、当該児童の保護者に連絡しなければならない。

第六章 児童養護施設

(設備の基準)

第二十八条 条例第二十九条第一号の規則で定める設備は、便所とする。

2 条例第二十九条第三号の規則で定める児童養護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室の一室の定員は、四人以下（乳幼児のみの居室にあつては、六人以下）とすること。
- 二 児童の居室の面積は、一人につき四・九五平方メートル以上（乳幼児のみの居室にあつては、一人につき三・三平方メートル以上）とすること。
- 三 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別に設けること。
- 四 便所は、男子用と女子用とを別に設けること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。
- 五 入所している児童の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備を設けること。

(職員)

第二十九条 条例第三十条第一項の規定による職員の配置は、次に定めるところによらなければならない。

一 児童指導員及び保育士は、総数で、満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五・五人につき一人以上置くこと。ただし、児童四十五人以下を入所させる児童養護施設にあつては、更に一人以上を加えること。

二 看護師は、乳児おおむね一・六人につき一人以上置くこと。ただし、一人を下回ることはできない。
(児童養護施設の長の資格要件)

第三十条 条例第三十一条第一項第四号の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- 一 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業に従事した期間
- 二 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
- 三 社会福祉施設の職員として勤務した期間(第一号又は前号に掲げる期間に該当する期間を除く。)

2 児童養護施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(生活指導、学習指導及び職業指導並びに家庭環境の調整)

第三十一条 児童養護施設における生活指導は、児童の自主性を尊重しつつ、当該児童が基本的な生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養い、かつ、将来自立した生活を営むために必要な知識及び経験を得ることができるように行われなければならない。

2 児童養護施設における学習指導は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるように、適切な相談、助言、情報の提供その他の支援により行われなければならない。

3 児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てるとともに、児童がその適性、能力等に応じた職業選択を行うことができるように、適切な相談、助言及び情報の提供、必要に応じ行う実習及び講習その他の支援により行われなければならない。

4 児童養護施設における家庭環境の調整は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等を図るように行われなければならない。

(自立支援計画の作成)

第三十二条 児童養護施設の長は、条例第三十二条の目的を達成するため、入所している児童について、当該児童及びその家庭の状況等を勘案して、当該児童の自立支援計画を作成しなければならない。

(業務の質の評価等)

第三十三条 児童養護施設は、その行う業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、これらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第三十四条 児童養護施設の長は、児童指導員及び保育士のうち少なくとも一人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関等との連携)

第三十五条 児童養護施設の長は、児童が通学する学校、児童相談所、児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所その他関係機関と密接に連携して、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第七章 福祉型障害児入所施設

(設備の基準)

第三十六条 条例第三十四条第一号の規則で定める設備は、便所とする。

2 条例第三十四条第二号の規則で定める設備は、次に掲げる設備とする。

- 一 職業指導に必要な設備
- 二 前号に掲げる設備のほか、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては、音楽に関する設備、浴室及び便所の手すり並びに特殊表示その他の身体の機能の不自由を助ける設備
- 三 第一号に掲げる設備のほか、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては、映像に関する設備

3 条例第三十四条第三号の規則で定める設備は、浴室及び便所の手すりその他の身体の機能の不自由を助ける設備とする。

4 条例第三十四条第四号の規則で定める福祉型障害児入所施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室の一室の定員は、四人以下(乳幼児のみの居室にあつては、六人以下)とすること。
- 二 児童の居室の面積は、一人につき四・九五平方メートル以上(乳幼児のみの居室にあつては、一人につき三・三平方メートル以上)とすること。
- 三 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別に設けること。
- 四 便所は、男子用と女子用とを別に設けること。
- 五 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては、職業指導に必要な設備を設けること。

と。

六 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては、階段の傾斜を緩やかにすること。

(職員)

第三十七条 条例第三十五条第一項の規定による職員の配置は、児童指導員及び保育士の総数が、おおむね児童の数を四・三で除して得た数以上となるように行わなければならない。ただし、児童三十人以下を入所させる主として同項に規定する知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。

2 条例第三十五条第三項の規定による職員の配置は、次に定めるところによらなければならない。

一 児童指導員及び保育士は、総数で、おおむね児童の数を四・三で除して得た数以上置くこと。ただし、児童三十人以下を入所させる主として自閉症を主たる症状とする児童を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては、更に一人以上を加えること。

二 看護師は、児童おおむね二十人につき一人以上置くこと。

3 条例第三十五条第六項において準用する同条第一項の規定による職員の配置は、児童指導員及び保育士の総数が、乳幼児おおむね四人につき一人以上、少年おおむね五人につき一人以上となるように行わなければならない。ただし、児童三十五人以下を入所させる主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設にあつては、更に一人以上を加えるものとする。

4 条例第三十五条第八項の規定による職員の配置は、児童指導員及び保育士の総数が、おおむね児童の数を三・五で除して得た数以上となるように行わなければならない。

(生活指導及び学習指導)

第三十八条 福祉型障害児入所施設における生活指導は、児童が当該福祉型障害児入所施設を退所した後に、できる限り社会に適応することができるように行われなければならない。

2 第三十一条第二項の規定は、福祉型障害児入所施設における学習指導について準用する。

(職業指導を行うに当たって遵守すべき事項)

第三十九条 福祉型障害児入所施設における職業指導は、児童の適性に応じ、児童が将来できる限り健全な社会生活を営むことができるように行われなければならない。

2 第三十一条第三項の規定は、福祉型障害児入所施設における職業指導について準用する。

(障害児入所支援に係る計画の作成等)

第四十条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者及び児童の意向、児童の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた障害児入所支援に係る計画を作成し、これに基づき児童に対し障害児入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価の実施その他の必要な措置を講ずることにより、当該障害児入所支援が児童に対し適切かつ効果的に行われるようにしなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第四十一条 第三十四条の規定は、福祉型障害児入所施設(主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。)について準用する。

(保護者等との連絡)

第四十二条 福祉型障害児入所施設の長は、児童の保護者に当該児童の性質及び能力を説明するとともに、当該児童が通学する学校及び当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、当該児童の生活指導、学習指導及び職業指導について協力を求めなければならない。

(心理学的及び精神医学的な診査)

第四十三条 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設は、入所している児童を適切に支援するため、随時心理学的及び精神医学的な診査を行わなければならない。ただし、児童の福祉に有害な実験を行ってはならない。

(児童の健康診断等)

第四十四条 主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設は、第四条第一項に規定する入所時の健康診断(以下単に「入所時の健康診断」という。)に当たっては、特に盲又はろうあの原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な児童については、できる限り治療しなければならない。

2 主として肢体不自由のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設は、入所時の健康診断に当たっては、整形外科的な診査により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、当該児童の入所を継続するか否かについて考慮しなければならない。

第八章 医療型障害児入所施設

(設備の基準)

第四十五条 条例第三十六条第三号の規則で定める設備は、次に掲げる設備とする。ただし、他に適当な設備を設ける場合には、第三号の義肢装具を製作する設備を設けないことができる。

- 一 ギブス室
 - 二 特殊手工芸その他の作業を指導するために必要な設備
 - 三 義肢装具を製作する設備
- 2 条例第三十六条第四号の規則で定める医療型障害児入所施設の設備の基準は、主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設にあつては、階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すりその他の身体の機能の不自由を助ける設備を設けることとする。
- (職員)
- 第四十六条** 条例第三十七条第一項の規定による職員の配置は、児童指導員及び保育士の総数が、おおむね児童の数を六・七で除して得た数以上となるように行わなければならない。
- 2 条例第三十七条第二項の規定による職員の配置は、児童指導員及び保育士の総数が、乳幼児おおむね十人につき一人以上、少年おおむね二十人につき一人以上となるように行わなければならない。
- (心理学的及び精神医学的な診査)
- 第四十七条** 第四十三条の規定は、主として自閉症を主たる症状とする児童を入所させる医療型障害児入所施設における心理学的及び精神医学的な診査について準用する。
- (児童の健康診断等)
- 第四十八条** 主として肢体不自由のある児童を入所させる医療型障害児入所施設は、入所時の健康診断に当たっては、整形外科的な診査により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、当該児童の入所を継続するか否かについて考慮しなければならない。
- (児童と起居を共にする職員等)
- 第四十九条** 第三十四条、第三十八条、第三十九条及び第四十二条の規定は、医療型障害児入所施設(主として法第七条第二項に規定する重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設を除く。)における児童と起居を共にする職員、生活指導、学習指導、職業指導及び保護者等との連絡について準用する。
- 2 第四十条の規定は、医療型障害児入所施設における障害児入所支援に係る計画の作成等について準用する。
- 第九章 福祉型児童発達支援センター**
- (設備の基準)
- 第五十条** 条例第三十八条第一号及び第四号の規則で定める設備は、便所並びに児童発達支援の提供に必要な設備及び備品とする。
- 2 条例第三十八条第五号の規則で定める福祉型児童発達支援センターの設備の基準は、次のとおりとする。
- 一 福祉型児童発達支援センター(主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センター及び主として法第七条第二項に規定する重症心身障害児を通わせる福祉型児童発達支援センターを除く。次号及び第三号において同じ。)の指導訓練室の一室の定員は、おおむね十人とすること。
 - 二 福祉型児童発達支援センターの指導訓練室の面積は、児童一人につき二・四七平方メートル以上とすること。
 - 三 福祉型児童発達支援センターの遊戯室の面積は、児童一人につき一・六五平方メートル以上とすること。
- (職員)
- 第五十一条** 条例第三十九条第一項の規定による職員の配置は、児童指導員、保育士及び機能訓練担当職員の総数が、おおむね児童の数を四で除して得た数以上となるように行わなければならない。
- 2 条例第三十九条第三項の規定による職員の配置は、児童指導員、保育士、言語聴覚士及び機能訓練担当職員の総数が、おおむね児童の数を四で除して得た数以上となるように行わなければならない。ただし、言語聴覚士の員数は、四人以上でなければならない。
- 3 条例第三十九条第五項の規定による職員の配置は、児童指導員、保育士、看護師及び機能訓練担当職員の総数が、おおむね児童の数を四で除して得た数以上となるように行わなければならない。ただし、機能訓練担当職員の員数は、一人以上でなければならない。
- (生活指導等)
- 第五十二条** 第三十八条第一項及び第四十条の規定は、福祉型児童発達支援センターにおける生活指導及び児童発達支援に係る計画の作成等について準用する。
- (保護者等との連絡)
- 第五十三条** 福祉型児童発達支援センターの長は、児童の保護者に当該児童の性質及び能力を説明するとともに、必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、当該児童の生活指導について協力を求めなければならない。
- (児童の健康診断等)
- 第五十四条** 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターは、第四条第一項に規定する通所開始時の健康診断に当たっては、特に難聴の原因及び機能障害の状況を精密に診断し、治療可能な児童については、できる限り治療しなければならない。

(心理学的及び精神医学的な診査)

第五十五条 第四十三条の規定は、主として知的障害のある児童を通わせる福祉型児童発達支援センターにおける心理学的及び精神医学的な診査について準用する。

第十章 医療型児童発達支援センター

(設備の基準)

第五十六条 条例第四十条第二号の規則で定める医療型児童発達支援センターの設備の基準は、階段の傾斜を緩やかにするほか、浴室及び便所の手すりその他の身体の機能の不自由を助ける設備を設けることとする。

(児童の健康診断等)

第五十七条 医療型児童発達支援センターは、第四条第一項に規定する通所開始時の健康診断に当たっては、整形外科的な診査により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、当該児童の通所を継続するか否かについて考慮しなければならない。

(生活指導等)

第五十八条 第三十八条第一項、第四十条及び第五十三条の規定は、医療型児童発達支援センターにおける生活指導、児童発達支援に係る計画の作成等及び保護者等との連絡について準用する。

第十一章 情緒障害児短期治療施設

(設備の基準)

第五十九条 条例第四十二条第一号の規則で定める設備は、便所とする。

2 条例第四十二条第二号の規則で定める情緒障害児短期治療施設の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室の一室の定員は、四人以下とすること。
- 二 児童の居室の面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。
- 三 男子と女子の居室を別に設けること。
- 四 便所は、男子用と女子用とを別に設けること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

(職員)

第六十条 条例第四十三条第一項の規定による職員の配置は、次に定めるところによらなければならない。

- 一 心理療法担当職員は、おおむね児童十人につき一人以上置くこと。
- 二 児童指導員及び保育士は、総数で、おおむね児童四・五人につき一人以上置くこと。

(情緒障害児短期治療施設の長の資格要件)

第六十一条 条例第四十四条第一項第四号の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- 一 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業に従事した期間
- 二 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
- 三 社会福祉施設の職員として勤務した期間（第一号又は前号に掲げる期間に該当する期間を除く。）

2 情緒障害児短期治療施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(心理療法及び生活指導並びに家庭環境の調整)

第六十二条 情緒障害児短期治療施設における心理療法及び生活指導は、児童の社会的な適応能力の回復を図り、当該児童が、当該情緒障害児短期治療施設を退所した後、健全な社会生活を営むことができるようにすることを目的として行われなければならない。

2 情緒障害児短期治療施設における家庭環境の調整は、児童の保護者に当該児童の状態及び能力を説明するとともに、当該児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等を図るように行われなければならない。

(自立支援計画の作成)

第六十三条 情緒障害児短期治療施設の長は、前条第一項の目的を達成するため、入所している児童について、当該児童及びその家庭の状況等を勘案して、当該児童の自立支援計画を作成しなければならない。

(業務の質の評価等)

第六十四条 情緒障害児短期治療施設は、その行う業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、これらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第六十五条 第三十四条の規定は、情緒障害児短期治療施設における児童と起居を共にする職員について準用する。

(関係機関等との連携)

第六十六条 情緒障害児短期治療施設の長は、児童が通学する学校、児童相談所、児童家庭支援センター、児童委員、保健所、市町村保健センターその他関係機関と密接に連携して、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

第十二章 児童自立支援施設

(設備の基準)

第六十七条 条例第四十五条第三項の規定に基づく設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 児童の居室の一室の定員は、四人以下とすること。
- 二 児童の居室の面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。
- 三 男子と女子の居室を別に設けること。
- 四 便所は、男子用と女子用とを別に設けること。
- 五 入所している児童の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備を設けること。

(職員)

第六十八条 条例第四十六条第一項の規定による職員の配置は、児童自立支援専門員及び児童生活支援員の総数が、おおむね児童四・五人につき一人以上となるように行わなければならない。

(児童自立支援施設の長の資格要件)

第六十九条 条例第四十七条第一項第四号の規則で定める期間は、次に掲げる期間とする。

- 一 児童福祉司となる資格を有する者にあつては、児童福祉事業(国、都道府県、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市又は法第五十九条の四第一項に規定する児童相談所設置市の内部組織における児童福祉に関する事務を含む。)に従事した期間
 - 二 社会福祉主事となる資格を有する者にあつては、社会福祉事業に従事した期間
 - 三 社会福祉施設の職員として勤務した期間(第一号又は前号に掲げる期間に該当する期間を除く。)
- 2 児童自立支援施設の長は、二年に一回以上、その資質の向上のための厚生労働大臣が指定する者が行う研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童自立支援専門員の資格要件)

第七十条 条例第四十八条第四号から第七号までの規則で定める期間は、前条第一項各号に掲げる期間とする。

(生活指導、職業指導及び学科指導並びに家庭環境の調整)

第七十一条 児童自立支援施設における生活指導及び職業指導は、全ての児童がその適性及び能力に応じて、自立した社会人として健全な社会生活を営むことができるように支援することを目的として行われなければならない。

- 2 児童自立支援施設における学科指導は、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による学習指導要領に準じて行われなければならない。
- 3 第三十一条(第二項を除く。)の規定は、児童自立支援施設における生活指導及び職業指導並びに家庭環境の調整について準用する。

(自立支援計画の作成)

第七十二条 児童自立支援施設の長は、前条第一項の目的を達成するため、入所している児童について、当該児童及びその家庭の状況等を勘案して、当該児童の自立支援計画を作成しなければならない。

(業務の質の評価等)

第七十三条 児童自立支援施設は、その行う業務の質の評価を自ら行うとともに、定期的に外部の者による評価を受け、これらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(児童と起居を共にする職員)

第七十四条 児童自立支援施設の長は、児童自立支援専門員及び児童生活支援員のうち少なくとも一人を児童と起居を共にさせなければならない。

(関係機関等との連携)

第七十五条 児童自立支援施設の長は、児童が通学する学校、児童相談所、児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所その他関係機関と密接に連携して、児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない。

(心理学的及び精神医学的な診査等)

第七十六条 児童自立支援施設は、入所している児童の自立支援のため、随時心理学的及び精神医学的な診査を行わなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、学科指導を行う児童自立支援施設にあつては、教育評価を行わなければならない。

第十三章 児童家庭支援センター

(支援を行うに当たって遵守すべき事項)

第七十七条 児童家庭支援センターは、児童相談所、福祉事務所、他の児童福祉施設、民生委員、児童委員、母子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、学校その他関係機関との連絡調整を行うに当たっては、条例第五十一条第一項に規定する支援(以下単に「支援」という。)を迅速かつ的確に行うとともに、円滑にこれを行わなければならない。

- 2 児童家庭支援センターは、その附置されている施設との緊密な連携を行うとともに、支援を円滑に行うことができるように必要な措置を講じなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成二十三年六月十七日前に設置された乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）の建物（同日後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）であつて、この規則の施行の際現に当該乳児院等の用に供されているものに係る第十一条第二項第一号、同条第四項、第十九条第一号及び第三号、第二十八条第二項第一号及び第二号並びに第六十七条第一号及び第二号の規定の適用については、第十一条第二項第一号及び同条第四項中「二・四七平方メートル」とあるのは「一・六五平方メートル」と、第十九条第一号中「母子室には、調理設備」とあるのは「調理場」と、「設けること」とあるのは「設けること。ただし、当該母子生活支援施設の付近に公衆浴場等があるときは、浴室を設けないことができる」と、同条第三号中「一世帯につき三十平方メートル」とあるのは「おおむね一人につき三・三平方メートル」と、第二十八条第二項第二号中「四人以下（乳幼児のみの居室にあつては、六人以下）」とあるのは「十五人以下」と、同項第二号中「四・九五平方メートル以上（乳幼児のみの居室にあつては、一人につき三・三平方メートル以上）」とあるのは「三・三平方メートル以上」と、第六十七条第一号中「四人」とあるのは「十五人」と、同条第二号中「四・九五平方メートル」とあるのは「三・三平方メートル」とする。

- 3 平成二十三年六月十七日前に設置された障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号。以下「整備法」という。）第五条の規定による改正前の法第四十二条に規定する知的障害児施設であつて、整備法附則第三十四条第一項の規定により整備法第五条の規定による改正後の法（以下単に「改正後の法」という。）第三十五条第三項又は第四項の規定に基づき改正後の法第四十二条に規定する障害児入所施設として設置されているものとみなされたものの建物（同日後に増築又は改築等によりその構造が変更されたものを除き、この規則の施行の際現に当該障害児入所施設の用に供されているものに限る。）に係る第三十六条第四項第一号及び第二号の規定の適用については、当分の間、同項第一号中「四人以下（乳幼児のみの居室にあつては、六人以下）」とあるのは「十五人以下」と、同項第二号中「四・九五平方メートル以上（乳幼児のみの居室にあつては、一人につき三・三平方メートル以上）」とあるのは「三・三平方メートル以上」とする。

(児童福祉法施行細則の一部改正)

- 4 児童福祉法施行細則（昭和四十八年秋田県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

児童福祉法の規定に基づく知事の権限に属する児童福祉に関する事務の委任等に関する規則

第一条中「児童福祉法（二）を「この規則は、児童福祉法（一）に改め、「の施行については」を削り、「この規則の定めるところによる」を「知事の権限に属する児童福祉に関する事務の委任等に関し必要な事項を定めるものとする」に改める。

第十五条中「法、令、省令、里親基準省令及びこの規則に定めるもののほか、法及び」を削る。

秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十五年三月十九日

秋田県知事 佐竹敬久

秋田県規則第十九号

秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

- 第一条 この規則は、秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第九十三号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(衛生管理等)

- 第二条 保育所は、入所している児童の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 保育所は、当該保育所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じなければならない。

- 3 保育所は、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、これらの管理を適正に行わなければならない。

(入所している児童及び職員健康診断)

- 第三条 保育所の長は、入所している児童について、入所時の健康診断、少なくとも一年に二回の定期健康診断及び臨時健康診断を、学校保健安全法（昭和三十二年法律第五十六号）第十一条及び第十三条に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、保育所の長は、入所している児童について、児童相談所等における入所前の健康診断が

行われた場合であつて、当該健康診断が前項の入所時の健康診断の全部又は一部に相当するものであると認められるときは、同項の入所時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、保育所の長は、児童相談所等における入所前の健康診断の結果を把握しなければならない。

3 第一項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を、母子健康手帳又は入所している児童の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の実施の解除又は停止その他の必要な手続をとることを、保育所の長に勧告しなければならない。

4 保育所の職員の健康診断に当たっては、入所している児童の食事を調理する者について、特に綿密な注意が払われなければならない。

(保育所内部の規程)

第四條 保育所は、次に掲げる事項のうち必要な事項に関する規程を設けなければならない。

- 一 入所している児童の保育に関する事項
- 二 前号に掲げるもののほか、保育所の管理についての重要事項

(苦情への対応)

第五條 保育所は、その行つた保育に関する入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

(事故発生時の対応)

第六條 保育所は、条例第十四条第一項の事故の状況及び同項の規定により講じた措置について記録しなければならない。

2 保育所は、入所している児童の死因により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに、その損害の賠償をしなければならない。

(設備の基準)

第七條 条例第十五条第一号及び第四号の規則で定める設備は、便所とする。

2 条例第十五条第七号(二)の規則で定める施設又は設備は、次の表の上欄に掲げる同号(二)に規定する階について、同表の中欄に掲げる区分に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備とする。

階	区分	施設又は設備
二階	常用	一 屋内階段 二 屋外階段
	避難用	一 建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第五百二十二条第一項各号に定める構造の屋内階段(建築物の一階から二階までの部分に限り、屋内と階段室とが、バルコニー又は付室を通じて連絡し、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号に定める基準を満たすものに限る。)又は同項各号に定める構造の屋内階段 二 待避上有効なバルコニー 三 建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 四 屋外階段
三階	常用	一 建築基準法施行令第五百二十三条第一項各号又は第三項各号に定める構造の屋内階段 二 屋外階段
	避難用	一 建築基準法施行令第五百二十三条第一項各号に定める構造の屋内階段(建築物の一階から三階までの部分に限り、屋内と階段室とが、バルコニー又は付室を通じて連絡し、かつ、同条第三項第二号、第三号及び第九号に定める基準を満たすものに限る。)又は同項各号に定める構造の屋内階段 二 建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 三 屋外階段
四階以上	常用	一 建築基準法施行令第五百二十三条第一項各号又は第三項各号に定める構造の屋内階段 二 建築基準法施行令第五百二十三条第二項各号に定める構造の屋外階段
	避難用	建築基準法施行令第五百二十三条第二項各号に定める構造の屋外階段

3 条例第十五条第七号四の規則で定める要件は、次のとおりとする。

- 一 前項に規定する施設又は設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、条例第十五条第七号に規定する乳児室等の各部分からその一に至る歩行距離が三十メートル以下となるように設けられていること。
- 二 調理室(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下同じ。)以外の部分と調理室の部分が建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第一百十二条第一項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が設けられ、かつ、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。
 - (一) スプリンクラー設備その他これに類する設備で自動式のものが設けられていること。
 - (二) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。
- 三 壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料を用いてすること。
- 四 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災の発生を通報する設備が設けられていること。
- 五 カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理を施すこと。

4 条例第十五条第八号の規則で定める保育所の設備の基準は、同条第七号に規定する乳児室等には、保育に必要な用具を備えることとする。

(保育時間)

第八条 保育所における保育時間は、一日につき八時間を原則とし、保護者の労働時間その他の児童の家庭の状況等を考慮して保育所の長が定める。

(保護者との連絡)

第九条 保育所の長は、常に入所している児童の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等について、その保護者の理解及び協力を得るように努めなければならない。

(公正な選考)

第十条 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成十八年法律第七十七号)第十条第一項第四号に規定する私立認定保育所は、同法第十三条第二項の規定により読み替えられた児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条第三項の規定により当該私立認定保育所に入所する児童を選考するときは、公正な方法により行わなければならない。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。